

平成 17 年 2 月 28 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 22 番 7 号
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代表取締役社長 相浦 一成
(コード番号: 3769 東証マザーズ)
問合せ先: 常務取締役経営企画室長 村松 竜
電話番号: (03) 3464-0182

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募新株式発行及び株式売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 1,600 株 |
| (2) 発行価額 | 未定 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、新光証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、楽天証券株式会社、三菱証券株式会社、いちよし証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及び未来証券株式会社に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 17 年 3 月 23 日（価格決定日）に決定するものとする。
ただし、発行価格決定の際に同時に決定する予定の引受価額（引受人が当社に払込む金額）が発行価額を下回るものとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (4) 申込株数単位 | 1 株 |
| (5) 申込期間 | 平成 17 年 3 月 25 日（金曜日）から
平成 17 年 3 月 30 日（水曜日）まで |
| (6) 払込期日 | 平成 17 年 4 月 3 日（日曜日） |
| (7) 配当起算日 | 平成 17 年 4 月 1 日（金曜日） |
| (8) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意 この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 235 株
- (2) 売 出 価 格 未定（売出価格は上記 1. に記載の一般募集における新株式の発行価格と同一とする。）
- (3) 売 出 方 法 新光証券株式会社に全株式を買取引受させる。ただし、上記 1. の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止とする。
- (4) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (5) 申 込 期 間 公募新株式の申込期間と同一の期間とする。
- (6) 株 券 受 渡 期 日 平成 17 年 4 月 4 日（月曜日）
- (7) 売出価格、その他この株式売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意 この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

[ご参考]

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

(イ) 発行新株式数 普通株式 1,600 株

(ロ) 売出株式数 普通株式 235 株

(2) 需要の申告期間 平成 17 年 3 月 15 日 (火曜日) から
平成 17 年 3 月 22 日 (火曜日) まで

(3) 価格決定日 平成 17 年 3 月 23 日 (水曜日)
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集期間 平成 17 年 3 月 25 日 (金曜日) から
平成 17 年 3 月 30 日 (水曜日) まで

(5) 払込期日 平成 17 年 4 月 3 日 (日曜日)

(6) 株券受渡期日 平成 17 年 4 月 4 日 (月曜日)

(7) 配当起算日 平成 17 年 4 月 1 日 (金曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 17,375.2 株

今回の増加株式数 1,600 株

増資後の発行済株式総数 18,975.2 株

3. 増資資金の用途

今回の増資による手取概算額 917,080 千円については、個人情報保護に対するセキュリティを含めた既存サービスの強化のためのシステム投資等に 378,000 千円を充当し、残りの 539,080 千円は加盟店への売上代金の支払サイトを短縮する前払サービス等の運転資金に充当する予定であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、設立以来、事業基盤の構築と財務体質の強化のために、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図ってまいりました。そのため、現在に至るまで配当は実施しておりません。株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、企業体質の強化及び積極的な事業展開に有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容については決定しておりません。

ご注意 この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

(4)過去3決算期の配当状況

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
1株当たり当期純利益	13,414.32円	42,863.21円	35,320.12円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	18.3%	42.7%	25.0%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注)1. 1株当たり当期純利益については、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

3. 1株当たり配当金、実績配当性向、株主資本配当率は、配当を実施しておりませんので「-」で示しております。

4. 当社は、平成16年12月25日付で1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成16年8月16日付東証上審第460号)に基づき、株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成14年9月期の数値については新日本監査法人の監査を受けておりません。

決算年月	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
1株当たり配当金 (うち1株当たり中間配当金) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	3,353.58	10,715.80	8,830.03

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

6. その他

今回の募集による新株式発行に当たりましては、当社の社員持株会に対し、募集新株式数1,600株のうち一定の株数を販売する予定であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意 この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。